



2021年5月10日

各位

会社名 株式会社ワークマン
代表者名 代表取締役社長 小濱 英之
(JASDAQ・コード番号7564)
問合せ先 取締役財務部長 飯塚 幸孝
TEL 03-3847-7740
ホームページ <https://www.workman.co.jp/>

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第40回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議するとともに、同株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行目的

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るものです。

(2) 移行の時期

2021年6月29日開催予定の第40回定時株主総会において、後記の定款の一部変更に係る議案の承認を得ることにより、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②取締役会にて自由闊達な議論および迅速な意思決定が可能な規模となるよう取締役の員数について上限を定めるものであります。
- ③社外取締役が、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- ④機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）および変更案第40条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、現行定款第43条（剰余金の配当）および現行定款第44条（中間配当）の削除を行うものであります。
- ⑤上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2021年6月29日 (予定)

定款一部変更の効力発生日 2021年6月29日 (予定)

3. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

以 上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の 機関を置く。
1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削 除) 3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	<u>(削 除)</u>
第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、 取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場 取引等により自己の株式を取得することができ る。</u>	第 7 条～第 9 条 (現行どおり)
第 8 条～第 10 条 (条文省略)	第 3 章 株主総会
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 11 条～第 17 条 (条文省略)	第 10 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第 18 条 <u>当社に取締役 3 名以上を置く。</u>	第 17 条 <u>当社の取締役 (監査等委員であるものを除 く。)は、8 名以内とする。</u>
(新 設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内 とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 の決議をもって行う。	第 18 条 取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそ れ以外の取締役とを区別して、株主総会におい て、議決権を行使することができる株主の議決権 の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数の決議をもって行う。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。	第 19 条 取締役 (監査等委員であるものを除く。)の任 期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。
(新 設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取 締役の補欠として選任された監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である取 締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力 は、当該選任のあった株主総会后、2 年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会開始の時までとする。</u>

<p>(役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長および社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第23条 (条文省略) (招集通知) 第24条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)のうちから会長および社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>第22条 (現行どおり) (招集通知) 第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社に監査役 3 名以上を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 38 条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>の招集は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または定款に定めがあるときのほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</u></p>
--	---

第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
<p>(事業年度) 第 42 条 (条文省略) (剰余金の配当)</p>	<p>(事業年度) 第 38 条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>第 43 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	
<p>(中間配当)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法 459 条 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p>	<p>第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第 45 条 剰余金の配当および中間配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p>
<p>第 45 条 剰余金の配当および中間配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

以上